貸金業を廃業された皆さまへ

福岡県商工部中小企業振興課

　貸金業登録が無くなった場合でも、貸金業者として契約した取引を全て結了するまでは、みなし貸金業者として貸金業法等の関係法令が適用されます。

貸金業を廃業した後も貸付債権の回収や債権譲渡を行う等に際しては、貸金業法等関係法令の遵守をお願いします。

１　残貸付債権の状況等に係る報告について

　　毎事業年度末における残貸付債権の状況等に係る報告書を、締結した貸付けの契約に基づく取引を結了するまで提出して下さい。

　　報告様式　別紙のとおり

　　報告時期　事業年度経過後３月以内（個人であれば３月末）

２　連絡先等の変更に係る報告について

　　電話連絡で構いません。

３　業務における留意点

○　資金需要者等に関する個人情報を違法業者等に売却又は譲渡することは、厳に控えてください。

○　貸付債権の譲渡を行う場合は、貸金業法第24条第３項（暴力団員等への譲渡、委託の禁止）の規定が適用されます。また、債権の譲渡先に対し、関係法令及びその規定に係る罰則が適用される旨を書面等で通知しなければなりません。（次ページ参照）

|  |
| --- |
| 　ご報告・問合せ先　〒812-8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県商工部中小企業振興課　管理指導係電話番号　０９２－６４３－３４２３　Ｆ Ａ Ｘ　０９２－６４３－３４２７ |

（債権譲渡先へ通知しなければならない事項）

１　当該債権が貸金業者の貸付に係る契約に基づいて発生したこと

２　契約締結時に交付する書面に掲げる事項

３　極度方式貸付に係る契約に基づく債権であるときは、当該極度方式基本契約時に交付する書面に掲げる事項

４　当該債権について保証契約を締結したときは、保証契約締結時に交付する書面に掲げる事項

５　譲渡年月日及び当該債権の額

６　下記①～⑬の規定（これらの規定に係る罰則を含む）の適用があること

1. 貸金業法（以下「法」という。）第12条の７（生命保険契約の締結に係る制限）
2. 法第16条の２第３項及び第４項（保証契約締結前の書面の交付）
3. 法第16条の３（生命保険契約等に係る同意前の書面の交付）
4. 法第17条（契約締結時の書面の交付（第６項を除く））
5. 法第18条（受取証書の交付）
6. 法第19条（帳簿の備付け）
7. 法第19条の２（帳簿の閲覧）
8. 法第20条（特定公正証書に係る制限）
9. 法第20条の２（公的給付に係る預金通帳等の保管等の制限）
10. 法第21条（取立て行為の規制）
11. 法第22条（債権証書の返還）
12. 法第24条第１項（再譲渡先に対する適用法令通知義務）
13. 法第24条の６の10（報告徴収及び立入検査）